

基本手当の現状について

雇用保険の適用事業及び被保険者

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

＜適用除外＞【法6】

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 日雇労働者（※2）であって、適用区域（※3）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑥ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※3 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

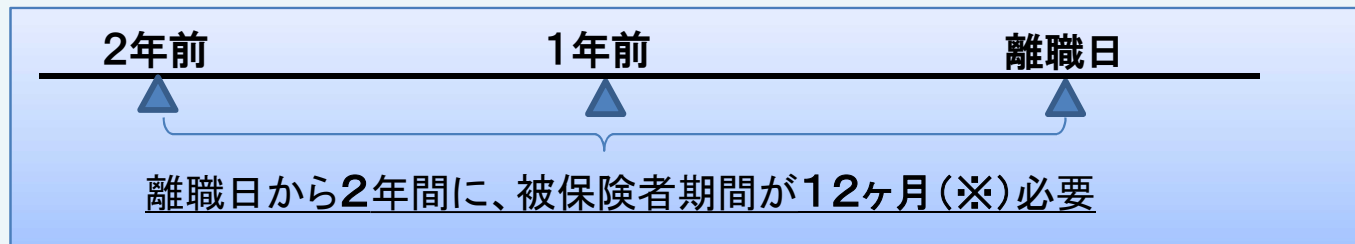
一般求職者給付(基本手当等)

(1) 基本手当【法13】

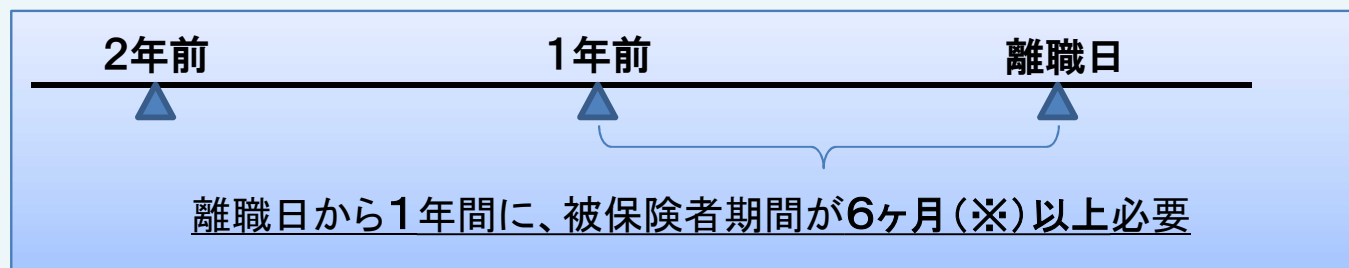
○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※ 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(法4Ⅲ)

※ 賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1月とし、11日未満である月は算入しない。(法14)

被保険者資格と被保険者期間との関係 <具体例>

○ 働き方の多様化等により、ある一定の場合に限り、被保険者資格を満たす所定労働時間で実際に働いている場合であっても、被保険者期間に算入されないような事例がある。

<10月>

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2 8hの労働	3	4 期間②	5	6 8hの労働	7
8	9 8hの労働	10	11 8hの労働	12	13 8hの労働	14
15	16 8hの労働	17 応当日	18	19	20 8hの労働 ①	21
22	23 8hの労働 ②	24	25 8hの労働 ③	26	27 8hの労働 ④	28
29	30 8hの労働 ⑤	31				



1日8時間労働を週2日と週3日で組み合わせ、1か月の所定労働時間が88時間と定められている労働者

一週間の所定労働時間が20時間以上であるため、**被保険者となる。**(※)

退職

受給資格確認へ

期間①は賃金の支払いの基礎となった日数が11日未満であるため、**被保険者期間に算入されない**こととなる。

※ 所定労働時間が1か月単位で定められている場合は、1か月の労働時間に52分の12を乗じて得た時間を一週間の所定労働時間とする。このため、当該事例では $8 \times 11 \text{日} \times 12 / 52 = \text{週所定労働時間} 20.3 \text{h}$ となる。

<11月>

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1 期間①	2	3 8hの労働 ⑥	4
5	6 8hの労働 ⑦	7	8 8hの労働 ⑧	9	10 8hの労働 ⑨	11
12	13 8hの労働 ⑩	14	15	16	17 退職	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

一般求職者給付(基本手当等)

○支給日額及び日数は、それぞれ離職前賃金や年齢、離職理由等によって変わる。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

① 賃金日額の年齢別上限額（令和元年8月1日～）【法17】

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	2,500 円	13,630 円
30歳以上45歳未満		15,140 円
45歳以上60歳未満		16,670 円
60歳以上65歳未満		15,890 円

② 基本手当の給付率【法16】

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,500 - 5,010 円	80%	2,000 - 4,008 円
5,010 - 12,330 円	80 - 50%	4,008 - 6,165 円
12,330 - 16,670 円	50%	6,165 - 8,335 円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,500 - 5,010 円	80%	2,000 - 4,008 円
5,010 - 11,090 円	80 - 45%	4,008 - 4,990 円
11,090 - 15,890 円	45%	4,990 - 7,150 円

一般求職者給付(基本手当等)

③ 給付日数(原則) 【法22,23】

(イ) 倒産、解雇等による離職者 ((ハ)を除く)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者 ((イ)又は(ハ)以外の者)

被保険者であった 期間 区分	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則(ロ)の給付日数だが、令和4年3月31日までは、暫定的に(イ)の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者(障害者等)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

一般求職者給付(基本手当等)

④ 給付制限期間 【法32,33】

- (イ) 公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだとき又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、拒んだ日から起算して1か月間は、基本手当を支給しない。
- (ロ) 正当な理由がなく公共職業安定所が行う職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して1か月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。
- (ハ) 自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合は、待機の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

基本手当の受給者実人員の推移

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成21年度	854,617	40.9
平成22年度	653,553	△23.5
平成23年度	624,953	△4.4
平成24年度	576,277	△7.8
平成25年度	526,858	△8.6
平成26年度	467,052	△11.4
平成27年度	435,563	△6.7
平成28年度	400,746	△8.0
平成29年度	378,344	△5.6
平成30年度	374,762	△0.9

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年比
平成29年 8月	430,497	△ 6.8
9月	402,787	△ 6.9
10月	401,399	△ 2.6
11月	383,678	△ 3.3
12月	359,672	△ 4.7
平成30年 1月	356,271	△ 4.1
2月	339,543	△ 5.4
3月	336,632	△ 6.5
4月	326,102	△ 3.5
5月	388,677	△ 0.9
6月	378,449	△ 5.2
7月	398,911	△ 0.3
8月	420,686	△ 2.3
9月	396,505	△ 1.6
10月	404,533	0.8
11月	379,843	△ 1.0
12月	357,329	△ 0.7
平成31年 1月	361,170	1.4
2月	345,754	1.8
3月	339,181	0.8
令和元年 4月	347,674	6.6
5月	387,675	△ 0.3
6月	386,551	2.1
7月	417,954	4.8

基本手当の受給資格決定件数の推移①

【年度別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年度比
平成21年度	2,265,042	3.0
平成22年度	1,902,110	△16.0
平成23年度	1,931,711	1.6
平成24年度	1,831,443	△5.2
平成25年度	1,665,847	△9.0
平成26年度	1,564,722	△6.1
平成27年度	1,491,060	△4.7
平成28年度	1,407,765	△5.6
平成29年度	1,345,481	△4.4
平成30年度	1,336,476	△0.7

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年比
平成29年 8月	107,703	△ 2.4
9月	105,712	△ 3.6
10月	116,846	△ 1.3
11月	95,457	△ 4.3
12月	75,894	△ 2.4
平成30年 1月	102,196	△ 7.5
2月	94,427	△ 6.8
3月	101,777	△ 5.5
4月	170,123	△ 4.1
5月	152,384	0.3
6月	105,243	△ 7.8
7月	106,120	4.0
8月	106,686	△ 0.9
9月	94,489	△ 10.6
10月	124,071	6.2
11月	96,760	1.4
12月	75,211	△ 0.9
平成31年 1月	109,084	6.7
2月	98,309	4.1
3月	97,996	△ 3.7
4月	170,177	0.0
令和元年 5月	148,878	△ 2.3
6月	107,941	2.6
7月	115,824	9.1

基本手当の受給資格決定件数の推移②

単位：件、％

	受給資格決定件数				
		特定受給資格者	構成比	特定受給資格者以外	構成比
平成21年度	2,265,042	1,013,253	44.7	1,251,789	55.3
平成22年度	1,902,110	662,299	34.8	1,239,811	65.2
平成23年度	1,931,711	650,605	33.7	1,281,106	66.3
平成24年度	1,831,443	551,715	30.1	1,279,728	69.9
平成25年度	1,665,847	442,389	26.6	1,223,458	73.4
平成26年度	1,564,722	379,366	24.2	1,185,356	75.8
平成27年度	1,491,060	350,615	23.5	1,140,445	76.5
平成28年度	1,407,765	312,161	22.2	1,095,604	77.8
平成29年度	1,345,481	272,505	20.3	1,072,976	79.7
平成30年度	1,336,476	273,653	20.5	1,062,823	79.5

注）特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。

基本手当の主要指標の推移

（初回受給者数・平均受給日数・平均受給日額・総支給額）

	初回受給者数(人)	平均受給日数	平均受給日額	総支給額(千円)
H 2 1 年度	2,073,468	125.9日	4,920円	1,283,925,680
H 2 2 年度	1,648,311	120.2日	4,835円	957,667,542
H 2 3 年度	1,643,403	114.7日	4,783円	901,669,522
H 2 4 年度	1,545,961	111.0日	4,851円	832,629,496
H 2 5 年度	1,388,035	113.3日	4,819円	757,497,591
H 2 6 年度	1,284,466	108.2日	4,772円	663,156,671
H 2 7 年度	1,215,502	107.3日	4,782円	623,982,111
H 2 8 年度	1,126,920	106.0日	4,767円	569,229,932
H 2 9 年度	1,066,849	105.4日	4,819円	541,817,021
H 3 0 年度	1,055,349	105.6日	4,913円	547,355,722

基本手当の平均給付日数の推移

- 特定受給資格者については、雇用情勢の影響等による増減が見られる。
- 特定受給資格者以外については、概ね一定である。

	全受給者計	特定受給資格者	特定受給資格者以外 (就職困難者を除く)
H 2 1 年度	125.9	149.3	96.1
H 2 2 年度	120.2	151.5	93.1
H 2 3 年度	114.7	140.2	92.2
H 2 4 年度	111.0	134.8	91.8
H 2 5 年度	113.3	144.5	92.0
H 2 6 年度	108.2	132.2	91.3
H 2 7 年度	107.3	128.5	91.4
H 2 8 年度	106.0	127.1	90.2
H 2 9 年度	105.4	126.5	89.8
H 3 0 年度	105.6	125.9	88.9

注) 特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

基本手当に係る主な制度変遷

	平成12年 改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成29年改正 (同年4月施行)
法定賃金 日額 ※ () 内は 短時間労働 被保険者	・ 下限：3,960円 (2,970) ・ 上限：13,560～ 18,080円	・ 下限：4,290 円 (2,150) ・ 上限：14,720～ 19,620円	・ 下限：2,140円 ・ 上限：13,160～ 16,080円	同 左	・ 下限：2,320円 ・ 上限：12,870 ～ 15,730円	・ 下限：2,460円 ・ 上限：13,370 ～ 15,590円
所定給付 日数	90～300日	特定受給資格者： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～180日	特定受給資格者： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～150日	特定受給資格者： (特定理由離職者も同様) 90～330日 特定受給資格者以外： 90～150日	同 左	同 左
給付率 ※ () 内は 60歳以上	60 (50) ～80%	同 左	50 (45) ～80%	同 左	同 左	同 左

注) 特定理由離職者の給付日数延長措置については、平成21年改正で措置され、平成24年改正で2年間、平成26年改正で3年間、平成29年改正で5年延長されている(有期労働契約が更新されなかったことによる離職者に限る)。

特定受給資格者の概要

【特定受給資格者】

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

② 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったこと等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- (5) 離職の直前6ヶ月間のうちに3月連続して45時間、1月で100時間又は2～6月平均で月80時間を超える時間外労働及び休日労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと
- (7) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (9) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記（7）に該当する者を除く。）
- (10) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者
- (11) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- (12) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (13) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

特定理由離職者の概要

【特定理由離職者】

- 期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者（特定受給資格者を除く）

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

※ 令和4年3月31日までに離職した上記特定理由離職者については、暫定的に特定受給資格者とみなし、所定給付日数は特定受給資格者と同じ日数となる（令和4年3月31日までの暫定措置）

※ 契約更新上限がある有期労働契約の上限到来により離職した場合で、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は、特定理由離職者として取り扱う（令和4年3月31日までの暫定措置）

(a) 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不条項が追加された場合

(b) 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合

- ② 正当な理由のある自己都合により離職した者

- (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- (6) 事業主が労働条件を変更したことにより採用条件と実際の労働条件が著しくこととなることとなったことを理由に離職した者（事由発生後1年経過後に離職した場合）

等

特定受給資格者の基本手当の受給状況

- 平均して、所定給付日数のうち5～8割を受給している。

【所定給付日数】

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【平均給付日数(受給率)】

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	73.1日 (81.2%)	68.6日 (76.2%)	83.1日 (69.3%)	98.9日 (55.0%)	— —
30歳以上 35歳未満	74.8日 (83.1%)	89.8日 (74.8%)	114.8日 (63.8%)	124.0日 (59.1%)	— —
35歳以上 45歳未満	74.0日 (82.3%)	105.7日 (70.4%)	114.0日 (63.3%)	135.3日 (56.4%)	134.9日 (50.0%)
45歳以上 60歳未満	74.3日 (82.6%)	124.3日 (69.1%)	147.1日 (61.3%)	165.1日 (61.2%)	181.8日 (55.1%)
60歳以上 65歳未満	76.1日 (84.5%)	113.7日 (75.8%)	134.8日 (74.9%)	164.7日 (78.4%)	184.5日 (76.9%)

(注1) 平成30年度の基本手当の受給状況を集計したもの。

(注2) 平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

特定受給資格者以外の基本手当の受給状況

- 平均して、所定給付日数のうち8～9割を受給している。

【所定給付日数】

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	—	90日	90日	120日	—
30歳以上 44歳未満	—	90日	90日	120日	150日
45歳以上 59歳未満	—	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	—	90日	90日	120日	150日

【平均給付日数(受給率)】

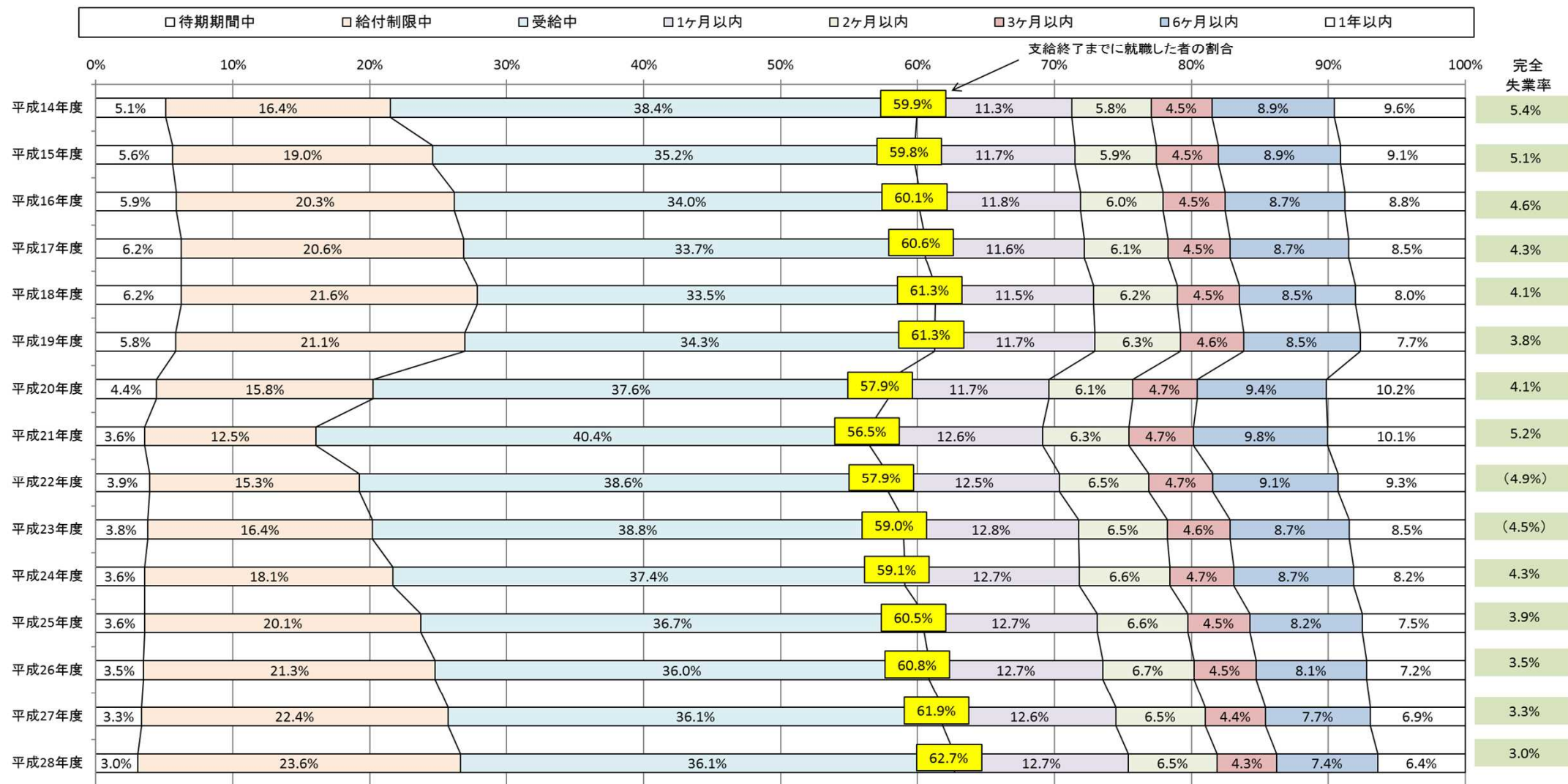
被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	— —	73.7日 (81.9%)	76.5日 (85.0%)	99.0日 (82.5%)	— —
30歳以上 45歳未満	— —	77.5日 (86.1%)	76.9日 (85.5%)	100.2日 (83.5%)	119.4日 (79.6%)
45歳以上 59歳未満	— —	76.1日 (84.6%)	75.9日 (84.3%)	99.2日 (82.7%)	124.3日 (82.8%)
60歳以上 65歳未満	— —	79.3日 (88.1%)	80.5日 (89.5%)	107.4日 (89.5%)	133.5日 (89.0%)

(注1) 平成30年度の基本手当の受給状況を集計したもの。

(注2) 平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

基本手当受給者の再就職状況H14～28年度

○ おおむね6割前後の者が支給終了までに就職している。



(注1) 平成14～28年度の各年度について受給資格決定をした者について、令和元年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

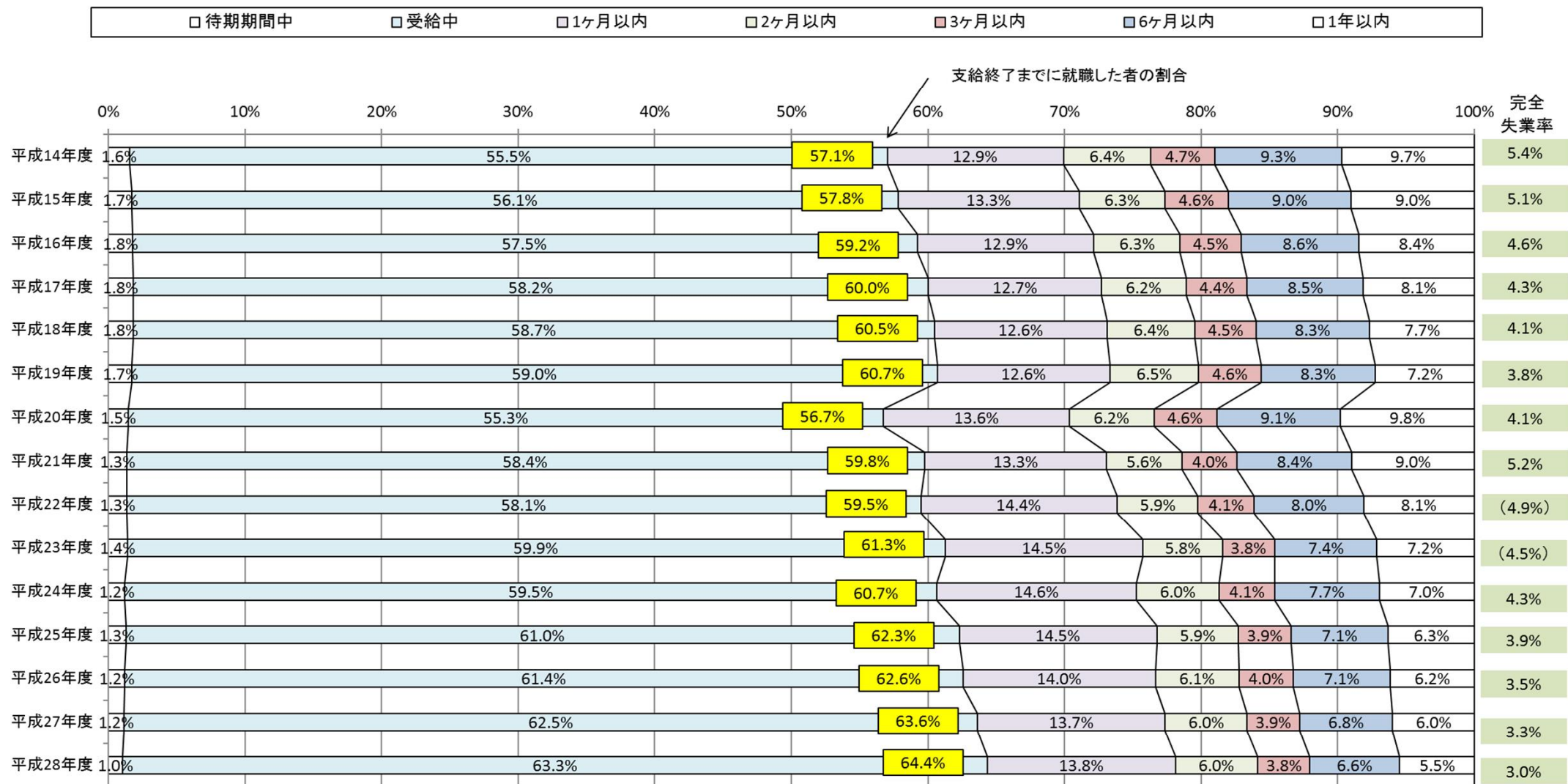
(注2) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注5) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

特定受給資格者の再就職状況H14～28年度



(注1) 平成14～28年度の各年度について受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、令和元年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 特定受給資格者については、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

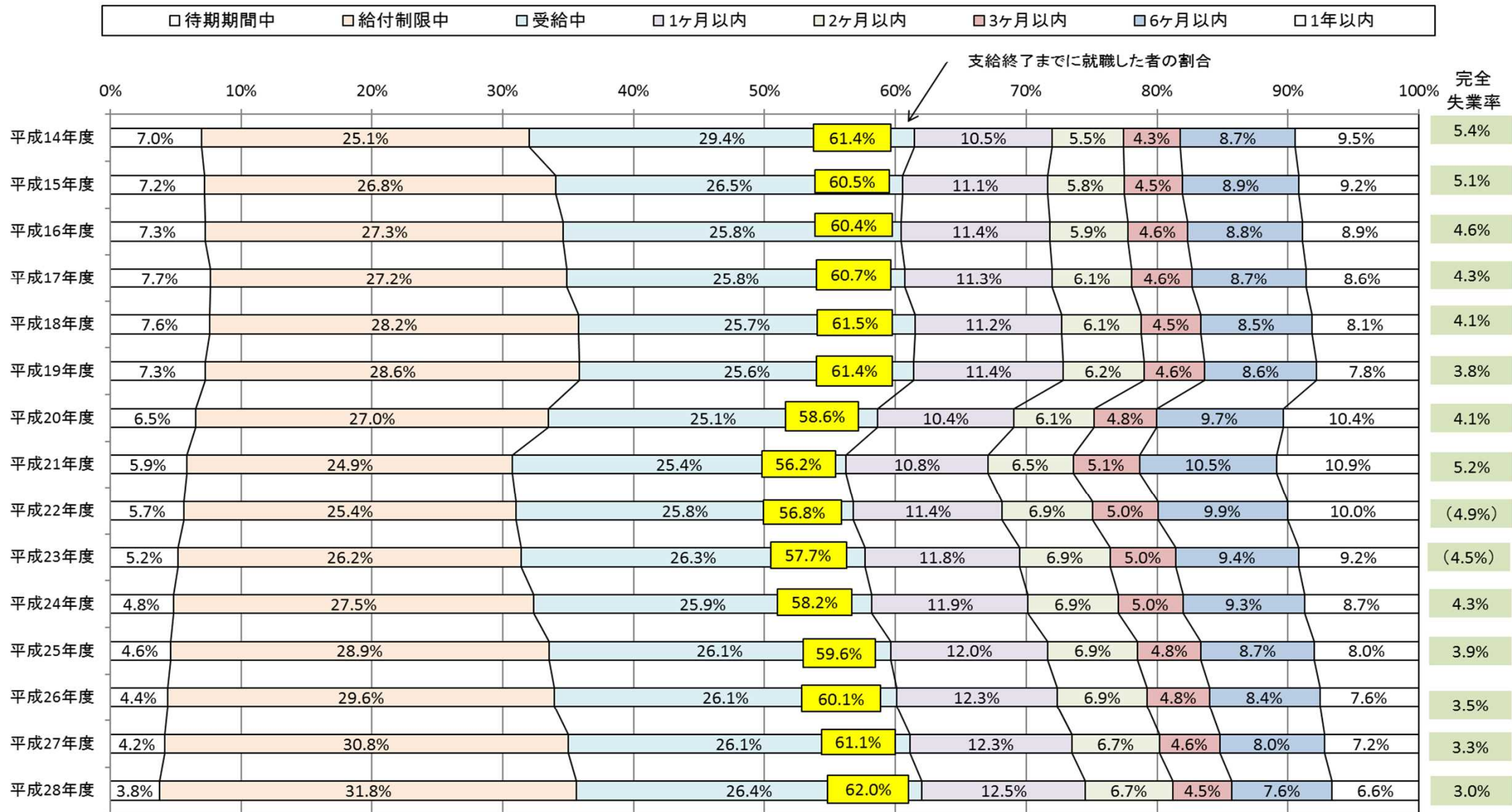
(注3) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注4) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注5) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く

(注6) 完全失業率は、労働力調査(総務省)。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

特定受給資格者以外の再就職状況H14～28年度



(注1) 平成14～28年度の各年度について受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、令和元年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注3) 支給終了後1年経過して就職した者を除く。

(注4) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

平成29年度所定給付日数別再就職状況(特定受給資格者)

【所定給付日数】

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	90日(※1)／ 120日(※2)	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	90日(※1)／ 150日(※2)	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

※1 平成29年3月31日以前に離職した者の所定給付日数 ※2 平成29年4月1日以後に離職した者の所定給付日数

【就職率】 特定受給資格者全体の就職率 64.7%

被保険者であった期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	50.8%	54.1%	64.2%	76.4%	—	55.7%
30歳以上 35歳未満	46.1%	43.2%(※3)／ 58.5%(※4)	71.7%	76.8%	—	62.5%
35歳以上 45歳未満	43.8%	41.8%(※3)／ 60.3%(※4)	69.0%	77.6%	81.0%	64.5%
45歳以上 60歳未満	41.9%	60.8%	71.9%	73.7%	79.8%	67.8%
60歳以上 65歳未満	47.6%	62.5%	69.5%	66.2%	70.5%	66.1%

(注1)平成29年度に受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、令和元年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)特定受給資格者には特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

(注3)就職率は、就職者を100とした場合の所定給付日数支給終了までに就職した割合である。

※3 平成29年3月31日以前に離職した者の就職率 ※4 平成29年4月1日以後に離職した者の就職率

平成29年度所定給付日数別再就職状況(特定受給資格者以外)

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	—
30歳以上 35歳未満	90日	90日	120日	150日
35歳以上 45歳未満	90日	90日	120日	150日
45歳以上 60歳未満	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	90日	90日	120日	150日

【就職率】特定受給資格者以外全体の就職率 63.7%

区分 \ 被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	計
30歳未満	68.8%	66.2%	68.0%	—	68.2%
30歳以上 35歳未満	58.7%	63.7%	67.2%	—	62.2%
35歳以上 45歳未満	59.1%	64.2%	69.0%	72.2%	63.5%
45歳以上 60歳未満	58.1%	63.3%	65.5%	65.2%	61.8%
60歳以上 65歳未満	58.2%	59.1%	57.7%	52.6%	55.9%

(注1)平成29年度に受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、令和元年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)就職率は就職者を100とした場合の所定給付日数支給終了までに就職した割合である。

平成29年雇用保険法等一部改正法における国会での附帯決議

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成29年3月15日 衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進するため、特定受給資格者に限らず失業等給付の給付改善に向けた検討を行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成29年3月30日 参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、その目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

一、雇用保険法の一部改正について

- 1 失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進する観点から、特定受給資格者に限らず、失業等給付の給付改善に向けた検討を早期に行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。また、自己都合離職者に対する三箇月の給付制限期間については、政府が進めてきた「成熟産業から成長産業への労働移動」との政策的整合性の観点から必要な見直しを検討すること。

論 点

- 基本手当について、
 - ① 就職までの生活の安定及び再就職の促進を図るという雇用保険の趣旨
 - ② 所定給付日数等が就職行動に与える影響等の点から、その在り方についてどのように考えるか。

- 基本手当等の被保険者期間の判定に当たって基準とされている「賃金支払の基礎となった日数が11日以上であること」については、平成19年の設定後、働き方の多様化が進むとともに、適用拡大により対象労働者が多様化していることを踏まえ、その基準を検証して、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直すこととしてはどうか。